

公家領安堵の変遷

金井 静香

【要約】 本稿では、中世における公家領安堵の実態を明らかにし、安堵が公家を編成する上で果たしてきた役割について分析を行った。鎌倉後期、本家や治天の君は、本主へ所領を返付するべく努めていたが、その実現には相当の困難を伴っていた。治天の君の安堵権能と本家のそれとが互いに拮抗する当時においては、安堵者間の相互交渉が、被安堵者を確定する上で重要な役割を果たしていた。また安堵にあたり、申請した公家と安堵者間の主従制的関係は依然重視されたが、公家領相論が増加する中、安堵獲得のために申請者が満たすべき条件は一層厳しくなった。その結果、安堵が権門・諸家の間の相互関係を混乱させる事態も生じた。このような状況を大きく変化させたのが、建武新政期における後醍醐天皇の安堵政策である。この時期に、家門管領者の地位が安堵対象となり、家領の一括安堵が家門安堵と連動させて行われた。この家門・家領一括安堵の権能は、南北朝期には治天の君の行使するところとなり、それによって家門と家領の相関性が高められた。そして治天の君は、安堵によって公家を編成することが可能になった。

史林 七八巻三号 一九九五年五月

はじめに

中世公家政権に関する研究は、橋本義彦氏による貴族社会についての実証的研究や、黒田俊雄氏が提唱した権門体制論^①等の成果を継承し、近年法制・財政・朝幕関係等の様々な分野で進展している。これら諸研究が中世国家機構の実像を明確にする上で果たした役割は大きく、特に中世前期における治天の君（治世中の天皇・院）権力の評価が高まったのは、その政務に関する院評定制・公家新制等の研究が進展した結果に他ならない。しかし、制度面での分析が進むにつれ、政権の

構成員としての公家の存在形態を明示する必要が生じてきたのも事実である。特に、公家が如何に編成されて朝廷の諸機能を担っていたかという点については、未だ明確な理解が得られていない。王家（天皇家）・摂関家等の権門とその他の諸家との関係について意識的な分析を加え、その変遷をたどることは、今後の中世国家論の深化のためにも重要である。

王家・摂関家が諸家との関係を構築・維持しようとする場合に重要な意味を持っていたのが、公家の領有権を保障する安堵行為である。職の体系の頂点にある本家は、讓与や相論に際して公家の知行を保障し、彼らを自己との主従制的な関係の中に置いていた。しかし、時代が進むにつれ、公家政権の所領政策は変化しつつあった。例えば鎌倉後期の治天の君は、職の体系外の存在でありながら裁許安堵を与えていた。また建武政権期の後醍醐天皇は、所領保障に「綸旨万能」の姿勢で臨んでいたという^③。政権の安堵政策が変化したならば、安堵によって築かれる相互関係にもその影響は及んだはずである。そこで本稿では、中世公家社会の編成原理を説明する手がかりとして、公家領に対する安堵を検討する。

ここで、公家領の安堵に触れた先行研究を振り返っておく。市沢哲「鎌倉後期公家社会の構造と『治天の君』」・同「鎌倉後期の公家政権の構造と展開」^④は、鎌倉後期における治天の君の貴族間相論に対する裁許安堵権を高く評価し、治天の君による安堵が対象荘園における新たな知行の由緒を創造したと理解している。しかし市沢氏の研究においては、治天の君を中心とする権力構造図が先行しており、安堵それ自体に関する検討は充分なされていないと言いたい。治天の君の安堵の評価を明確にするためにも、同時期における他の安堵者の権能について考察することは重要である。

また、西谷正浩『鹿子木荘事書』成立の背景——徳政と『職の体系』の変質——^⑤は、十三世紀後半に治天の君が職の体系内の訴訟を取り上げるようになった結果、体系内の下位者は荘園領主による恣意的な職の改替に対抗出来るようになり、上位者の権利は制約を受けるようになったとしている。荘園寄進者・受寄者の関係の変化を、治天の君の徳政によって説明した西谷氏の視点は注目される。しかし、治天の君・受寄者・寄進者三者の相互関係を説明するためには、徳政を中心とした考察だけでは不十分であり、実際に行われた安堵にもより検討を加えるべきであろう。

一方、上島享「庄園公領制下の所領認定——立庄と不輸・不入権と安堵——」^⑦は、寺領を中心に荘園公領制下の安堵を論じ、建武政権以降、国家による土地所有の保障として所領の一括安堵が行われるようになったことを明らかにした。また上島氏は、鎌倉期における安堵が譲与・相論など被安堵者側の事情に基づき行われたのに対し、後醍醐天皇は新政の開始とともに全所領の安堵をやり直そうとしたことを指摘している。以上のような見解は安堵の変質を考える上で非常に重要であるが、同論考の主たる目的は荘園公領制の確立・再編過程の解明にある。公家社会における安堵の役割を明確にするためには、安堵者・被安堵者間の関係の変化を跡付け、その意義について考察することが必要である。

以上が関連する先行研究とその課題である。安堵という言葉が公家の領有権に関して用いられるようになるのは、管見の限りでは鎌倉後期のことであるが、それ以前から本家と諸家の関係は、知行の付与・保障を通じて形成・強化されてきた。そうした主従的な関係が、公家政権の社会構造を支えてきたのである。本稿では、こうした人間関係が中世を通じてどのように変化したか、そしてその変化が政権側の所領政策とどのように関わっているのかを分析し、安堵から見た中世国家の実態とその変質を解明したい。

- ① 橋本『平安貴族社会の研究』（一九七六年）他。
- ② 黒田「中世の国家と天皇」(『黒田俊雄著作集』第一巻 一九九四年。以下、再取の場合は初出文献を略す)。
- ③ 建武政権の所領政策については、佐藤進一『日本の歴史』第九卷（一九六五年）、黒田俊雄「建武政権の所領安堵政策」(同『日本中世の国家と宗教』一九七五年)他の研究がある。
- ④ 『日本史研究』三一四号 一九八八年。
- ⑤ 『日本史研究』三五五号 一九九二年。
- ⑥ 『熊本史学』六八・六九合併号 一九九二年。
- ⑦ 『ヒストリア』一三七号 一九九二年。
- ⑧ なお、森茂暁「北朝と室町幕府」(同『南北朝期公武関係史の研究』第四章 一九八四年)は、南北朝期において幕府が公家領の安堵に関して執奏した事例を収集している。但し、この研究の目的は室町幕府による「王朝権力」の接収過程を明らかにすることであり、「王朝」のもつ安堵権能がどのようにして形成されたかなど、安堵の歴史的背景には考察が及んでいない。
- ⑨ 例えば正和二年（一三三三）四月五日付少将母譲状案（勅修寺家文書『鎌倉遺文』二四八四一号。以下、『鎌倉遺文』は『鎌』と略称する）に見える「いそぎ／＼あむとのあんせんを申さたまり候へく候」は、その早い用例の一つである。

第一章 鎌倉後期の本主興行

荘園が主要収入源となつて以来、公家はそれを保全し子孫に伝えるための努力を続けてきた。譲与を行う際には、本家に対し被譲与者の補任状を申請し、所領をめぐめる対立が起こった場合には、自身の権利を保障する院宣・御教書等を求めた。鎌倉期以前においては、安堵は被安堵者である公家側の必要から発給される場合が多かつた。^①

鎌倉後期になると、対象荘園において本家の立場にない治天の君が、安堵の綸旨・院宣を発給するようになる。^②西谷正浩氏によれば、公的権力は本来、荘園の職の体系内の争いに介入することには消極的であつた。しかし、職の体系の上位者が相対自由で所職の補任・改替権を行使する中で、為政者は、相伝の荘園所職を没収された本主（開発・寄進領主の余流と、それ以外の累代相伝の仁）の恨みを除去する「徳政」の必要を認めた。こうして治天の君は、本主興行を目的として、本家・領家のような「上司職」間の相論を取り上げるようになったといふ。^③しかし、鎌倉期の徳政の史料として西谷氏が分析したのは主として公家新制であり、そこに示されているのは、言わば朝廷として期待する治天の君・荘園領主・知行者間の関係である。また、西谷氏の想定されている荘園領主には寺社権門も含まれている。このように、本主興行が公家領における実際の安堵にどのように反映されていたかという点は、必ずしも明らかにされていない。そこで本章では、本主興行が安堵者としての本家・治天の君に及ぼした影響について検討する。

まず、当時における本家とその知行者との関係を明確にするため、『花園天皇宸記』（以下『宸記』と略す）中の、次のような記述に注目する。これは、花園上皇が隠居を決意して、後伏見上皇に制止された日の記事である。

朕殊企_レ隠居_二之故者、朕管領之所領更非_レ幾、而雖_レ如_レ形、院中公事又非_レ黙止、如_レ男女_二又無奉公之仁_一者不_レ可_レ叶_二之間、或相伝之私領久有不_レ返給_二之地、或年貢不_レ濟之地始有_レ宛_二課役_一、（中略）仍企_二隠居_一、諸事省略、男女又可_レ減_二人教_一之由思_二念_一（後略）^④

花園上皇は、持明院統の伏見上皇の皇子である。在位中に兄の後伏見の皇子量仁親王が誕生したため、鎌倉後期の段階

では治天の君となる可能性は薄かったが、持明院統の王家領のうち室町院領を管領していた^⑥。右の史料によれば、花園が隠居を決意したのは、その管領地が自身の生活を支えるには充分ではなかったためであった。特に、「奉公之仁」に対して所領を宛行うため、人々の相伝の私領を取り上げ長い間返付できなかったことが、花園を悩ませていた。そこで隠居によって生活の規模を縮小し、仕える男女の人数を減じようと考えたのである。

本家が公家政権内で自己の立場・生活を保とうとする場合、実務を行う参仕者の存在は不可欠であるが、彼らを身边に引きつけておくためには、奉公に対する反対給付が必要であった。それを捻出するために、管領する所領群において本主から相伝地を召し上げなければならなかったのである。事実、後伏見上皇は、松殿冬房に伝わった相伝の荘園を、召し放して女房に給っている^⑦。西谷氏がこの時期の権門に関し、奉仕関係の欠如を理由に本主を解任していたとするのは、限られた所領群を経営・活用して権門としての自身を維持せねばならない本家の実状を指摘したものである。

しかし、右の事実を以って本家が自由に本主を解任していたと理解し、本主興行を行う治天の君と対立的な存在として本家を捉えるのは躊躇される。先の冬房からの所領召し上げについて、花園上皇は「依闕如于今未返給、雖懸心未頭本意」と述懐している。闕所地がないため返付は不可能な状況にあるが、相伝荘園を取り上げるといふ後伏見の処置が「非理」であること自体は花園もよく承知していた。問題の荘園は、機会があれば返付しなければならない場所として、常に花園の心に懸っていたのである。さらに、隠居を決意した日、前掲の『宸記』に続けて花園は次のように述べている。

抑朕管領之中、相伝之地、本主不返給之所而所相残、於自余者、随分廻思慮所返付一也、而残而所、又此間欲返付之處、前大納言俊光卿云、朕立德行、相伝之地悉可返給者尤雖可然、當時非政務、傍以德政之名目甚不可然、外聞中々可為尾籠歟云々、此条不可説之申状也、

ここで重要なのは、花園上皇が自身の管領地に関して、相伝地を本主へ返し給ることを自身の責務としていたこと、そ

して事実二カ所を除いては返付を実現していたことである。側近の日野俊光は、現在花園が政務を執っていないため徳政の名目で返付を行うのが適當でないとして、残る所領の返付に反対している。この発言からは、治天の君が裁許安堵を行う上で、本主興行のための徳政である点を強調していた様子が窺われる。しかし治天の君に非ざる花園も、本家としての立場から、確かに本主興行を実施しているのである。

公家が相伝権を強調し、自身を本主と主張するのは、この時期の一般的な傾向である。花園上皇の対応は、本家もまたそうした趨勢を無視し得なかったことを示している。持明院統が政務を執っていない正中二年（一三三三）十二月に、後伏見・花園而上皇が院中雑務に関する篇目五箇条を定めているのも、同じ意図から出ていると考えられる。その内容は「院中諸料所并公人朝恩等事、離_レ執事執権、他人不_レ可_レ申_レ沙汰_二事_一」「勅裁事、可_レ被_レ経_レ御沙汰_二事_一」など王家領に対する裁許安堵の仕組みを整備するものであり、「女房不_レ可_レ申_レ雑訴_二事_一」のように治天の君が定めた延慶法等の雑訴法に重なる箇条もある。相伝地の本主を確定する上で、公正な手続きに依ることを、本家として表明するものといえる。^⑤

以上の検討から明らかにするのは、相伝所領の召し上げを避け得ない一方で、公家社会が求める本主重視の政策に因應はならなかった本家の姿である。裁許安堵を公正に行うための手続きを整え、実際に本主に所領を返付した花園上皇は、本主興行という課題の方を重くみた本家であった。その一方で、花園の対極に位置するような本家も存在したのであろう。このように、現実と課題の間で苦慮する本家の、実際の対応もまた同様ではなかった。本家は、経済的窮状に鑑みて本主の解任を推進するか、本主興行を重視して相伝地返付を実現するか、という選択肢の間で揺れ動いていたのである。

では、公的権力として本主興行を実施するはずの治天の君は、公家社会でどのような評価を得ていたのだろうか。後宇多院政期の文保三年（一一三九）正月、歳首評定始に出席した万里小路宣房が、日記に次のように記している。

一、就_二一方訴訟_一、不_レ被_レ尋_二下論人_一被_レ下_二院宣_一所_二ニ_一、一同先被_二召返_一、不_レ日被_レ尋_二究理_一非_レ可_レ有_二勅裁_一事、

被_二召放_一之時者不_レ被_二尋_一下、愁申之時者可_レ被_二決_一理非_レ之由有_二沙汰_一之条、本知行之仁所_レ申_レ非_レ無_レ謂_レ欺、然者先被_二召_一返_二院宣_一、

被_レ尋_ニ究_ニ兩_方有_ニ裁_斷之_条、可_レ相_言叶_ニ道理_一乎^⑩

注目されるのは、治天の君の法廷において、論人の知行を一方的に召し上げて訴人に安堵することが行われていた点である。論人の「本知行之仁」から見た治天の君とは、当知行を召し放つ場合には尋聞を行わず、その処置を憐い訴えると理非を決するよう沙汰する安堵者であった。そして宣房の意見は、そのような裁許がなされた場所についてはまず院宣を撤回し、訴人・論人両方の主張を良く検討した後に改めて裁断を下すべきであるというものであった。陳ずる機会を与えられなかった側の不満を解消することが、治世の課題とされているのである。

徳政が本格化した後嵯峨院政期からこの条の書かれるまでの間に、すでに七度の治世の交代を経ており、その間雑訴法の制定や記録所・文殿の機能強化など院政の訴訟機構の整備が進められている^⑪。にもかかわらず一方的な訴人の救済が見られるという状況は、本家に解任された本主を救済するという、治天の君の基本的な立場から発生していると考えられる。しかし、そのような裁許が増加すれば、実際に対象地を知行している論人の不満もまた増大するのであり、政権の主宰者たる治天の君としては、そのような立場に置かれた公家への配慮は必要であった。このように、治天の君による本主興行もまた、容易に解決し難い問題を抱えていたのである。

以上、本家・治天の君が本主興行という課題にどう対応してきたかを見てきた。相伝権を持つ本主の保護は、治天の君の政策であるというよりも、当時の公家政権が全体として目指した方向であった。家領の細分化等の所領問題に悩む公家は、本主としての権利を強調することでその危機を乗り切ろうとしたと考えられ、実際安堵者として彼らの擁護に努める本家や治天の君の姿が見られる。しかし、本家はそうした公家社会の要望に対処しきれておらず、治天の君も、大多数の公家に受け入れられる安堵を行うため試行錯誤を続けていた。こうした状況では、本家に認められない公家は治天の君の安堵を徳政と評価し、逆に治天の君の安堵によって既得権を侵害された公家は、本家の安堵を支持することになる。さらに、治天の君も治世を降りれば一転して本家としての立場で安堵を発給しなければならなくなるのが、当該期の実情であ

った。本主興行は以上のような複雑な状況で実施されているのであり、従って治天の君の徳政による公家社会の救済を一概に強調できないということを、ここで確認しておく。

① 井原今朝男「中世的所有に関する一考察——公家領における代始安堵考——」(『日本史研究』二六〇号 一九八四年)は、摂関家領に關して、保元の乱前後には摂関・氏長者の代始安堵の慣行が形成されていたとする。その根拠として、保元の乱後忠通が氏長者に補された際に多くの預所職が改定されている事実が挙げられているが、保元の乱の際実施されたのはあくまで補任者の入れ替えであり、代始にあって以前からの知行者に改めて安堵を与えた訳ではない。また、この論文において井原氏が主な検討対象とされたのは鹿島・香取兩社神主職であり、少なくとも公家の領有權に關しては、鎌倉期以前に代始安堵の確実な事例は管見に入らない。

② 近藤成一氏は「中世王權の構造」(『歴史学研究』五七三号 一九八七年)において、「院が行使する所領安堵の權能や所領の知行をめぐる相論を裁許する權能は、治天の君が有するものではなく、院が本家として所領を管轄する權限に由来するものであった」としている。しかし、実際に治天の君が行っている所領安堵の事例を概観すると、その対象が自身の王家領以外にも及んでいることは明らかである。治天の君が持つ所領安堵の權限については、所領をめぐる公家間の対立の深刻化に伴って発生したと考えらるべきであろう。

③ 前掲西谷「鹿子木莊事書」成立の背景(以下、本章での西谷説の引用はすべてこれによる)。但し、建永元年(一二〇六)七月に藤原定家が家領近江國吉富莊を卿三位局(後鳥羽上皇乳母藤原兼子)に押領された際、定家は本家八条院のみでなく治天の君である後鳥羽上皇にも申し入れを行い、その書を給っている(『明月記』建永元年七月

八・十・十一日条)。こうした事例から、十三世紀前半においても、治世の天皇・院への奏上によって初めて領有權が安定する事態は現実にはしばしば発生していたと考えられる。

④ 西谷氏によれば、「下職及び本所成敗の地」については本所が裁断を行うことが期待されていたが、治天の君が諸本所の裁判管轄を侵すことも少なくなかったという。なお、西谷論文においては、職の体系に介入して裁許する主体は「國家」と表現されていることが多いが、西谷氏は「國家」の裁許を行っているのが治天の君であると認識しており、その理解は文章上で確認される。

⑤ 『宸記』元応元年九月六日条。
⑥ 正和元年十二月日付伏見上皇処分状案(伏見宮記録『鎌』二四七六七号)。

⑦ 『宸記』元応元年閏七月二日条。
⑧ 『宸記』正中二年十二月十五日条。

⑨ 市沢氏は前掲「鎌倉後期公家社会の構造と『治天の君』」において、治天の君が権門内部の訴訟を取り上げつつも、権門裁判の維持を命じていたとする。これは、権門裁判が國家的司法制度の重要な一分肢であったということを前提としており、西谷氏も治天の君と諸本所との關係について、ほぼ同様の理解を示している。このように中世の権門裁判については、治天の君の裁判制度と相互補完的な關係にある点が強調されてきたが、本主興行に対処しようとする権門自身の動きとしても重視すべきであろう。

⑩ 『万一記』文保三年正月十三日条(『皇室制度史料 太上天皇三』

一九二頁）。

① 宣房は注⑩に記された他の箇条において、官職の授与、評定衆・伝奏の精選など、政務に関する項目について意見をまとめており、本文中

の箇所も治天の君としての役割に関する提言と考えられる。
② 森茂暁「鎌倉後期における公家訴訟制度の展開」（同『鎌倉時代の朝幕関係』一九九一年）。

第二章 安堵と公家社会

第一節 安堵者の相互関係

前章では本主興行への本家・治天の君の対応を見てきたが、では実際に治天の君が本家領の訴訟に介入した場合、彼らほどのような事態に直面したのだろうか。この問題については、治天の君の安堵権能に触れた先行研究においても、十分に検討されていない^①。そこで本節では、治天の君・本家の安堵が一つの所領に重複して発給された事例を検討し、鎌倉後期における彼ら安堵者相互の関係を明確にする。

まず、既に臼井信義氏によって紹介されている山科家領相論について見てみよう^②。対象となっている所領は、鎌倉初期において権中納言冷泉教成の所領であった。教成の母高階柴子は周知の如く後白河法皇の寵人であり、法皇は崩御に際し柴子に与えた所領悉くを御起請地とした^④。これらの所領を相続したのが教成であり、彼は法皇の山荘である山科御所の傍に御影堂を建立し、所領をその堂領とした。その後、教房（教成息）の嫡子資成が早世し、所領は教房から嫡孫資行に譲られたが、教房の遺命によって後室円道の一期の間は彼女の管領下に置かれた。しかし、円道が建治年中（一二七五～七八）に財産未処分のまま死去したことから問題が生じた。仏門に入る予定であった資行叔父の教頼が俄に元服し、父教房の讓状ありと称して亀山上皇に訴えたため、以後資行流と教頼流の間で相論が続くのである^⑤。

〈系図1〉 山科家

教成—教房—資成—資行（行意）—教行（実父教定）
—教頼—教定

白井氏はこの相論の検討から、治天の君の座が持明院統と大覚寺統の間で争われていた当時においては、相論の勝利者も治世の交代毎に入れ替わったと説明した。市沢氏はその白井氏の指摘に基づき、この相論を「治天の君権力の求心化」ゆえに深刻な事態に陥った事例と位置づけている^⑥。しかし持明院統は、大覚寺統と同じ治天の君としての立場で山科家領に關っている訳ではない。白井氏も指摘しているように、資行は弘安九年（一二八六）に、山科御影堂を持明院統の後深草上皇に寄進しているのである^⑦。その点を確認した上で、教成遺領相伝事書^⑧を見よう。これは文保二年（一二三二）頃、資行の養子である教行が後伏見上皇（持明院統）を通じて後宇多法皇（大覚寺統）の方に提出したと見られる史料であるが、文中に次のような一節がある。

就之為全御影堂修理并恒例寺役等、同九年十月廿七日奉寄進 後深草院、為勅裁、修理以下事代々所致其沙汰也、然間於^⑨当堂領者為^⑩彼御管領、就御治世不可有御綺之旨、当御代先度御治世之時、度々被^⑪進院宣於 後深草院之上者、今更不可有改動之儀者也、

「当御代」後宇多は、正安三年（延慶元年）一二三〇—一二三〇八と文保二年（元亨元年）一二三二—一二三二の二回、治世を経験している。その一度目の時、山科御影堂領が後深草院の管領下にあることを認め、治世であることを根拠に介入はしないとの院宣を、度々後深草に進めていたのである。

後宇多は、初度の治世開始直後、教頼息の教定に安堵を与えているので、資行による後深草への所領寄進で情勢不利となった教定側が、後宇多に安堵を求めていたことは確実である^⑫。おそらくそれに対して後深草から異議が申し立てられ、後宇多側が安堵を撤回したと推測される。治天の君が本家の安堵に優越するのは、現実には容易ではなかったのである。

同様の事実は、その後の相論の経過の中にも見出せる。二度目の治世を迎えた後宇多は先の院宣の契約を破り、文保二年（一二三二）五月、再び教定に安堵した^⑬。この頃後宇多は、山科御影堂領を伝領していた後伏見に対し、教行が家領を継承することを不服とする意見を伝えているが、これに対する反論として教行が作成した山科御影堂領事書^⑭には、後宇多が

送った箇条が引用されている。それによって後宇多の主張を復元すると、次のようになる。

一、資行入道雖レ寄進御影堂、於所領者無寄進所見、

一、教成卿遺領等、全無御影堂領之所見、

一、件所領等皆以為諸御願寺領、而称御影堂領、御管領不可然、

一、以文曆注文為御影堂領之所見者、行意不知行之地等可謂寄進哉否、不甘心、

右の条々からは、後宇多上皇が何を根拠に自身の裁許安堵を正当化しているのかが読み取れる。「資行が寄進したのは御影堂であって、所領については寄進の所見がない」「教成卿の遺領が御影堂領であるという所見はない」「問題の所領はすべて御願寺領であって、御影堂領と称して（持明院統が）管領される理由はない」「文曆の注文を以って御影堂領であるということの所見とするのであれば、行意（資行）は不知行の地を寄進したというのか」というこれらの条々は、持明院統の本家職の存在それ自体を否定しようとする文面である。換言すれば後宇多は、本家が存在しない場所であるという状況を作り出さねば、自身の安堵を正当化することが出来なかつたのである。

このように山科家領相論について再検討すると、持明院統の領主権の前に、治天の君としての安堵を阻まれている後宇多上皇の様子が明瞭になる。無論、治天の君が安堵申請者宛に直接安堵状を発給することは可能である。しかし、例えば元亨三年（一三三三）に大覚寺統の王家領である筑前国感多荘^⑮をめぐる相論が起った際、一方の当事者である中御門冬定は延慶年間（一三〇八—一三二二）に持明院統の勅裁に預かつたと主張したが、それに対し本家である後宇多法皇は、西園寺実衡に宛てた安堵院宣の中で「此上早追出使者、如元可下^⑯全所務^⑰給」と述べている。この場合の本家は、現地で自身の安堵を施行することによって、治天の君の安堵を事実上無効にしようとしている。本家が対象地に関して依然として安堵権能を行使している以上、治天の君が自身の安堵の効力を考えるならば、最終的には本家を無視することが出来なかつたのである。

では、治天の君と本家がそれぞれ別の公家に安堵を与えた場合、彼ら安堵者はどのようにして被安堵者の領有権の維持・回復を図ったのであろうか。以下、安樂光院領播磨國賀屋荘をめぐる相論によって、安堵が重複した後の経過を見てみたい。安樂光院とは、鎮守府將軍持明院基頼の建立した持仏堂の後身であり、持明院家の殿第持明院殿とともに伏見上皇に伝領し、持明院統の所有となったものである。^⑮ 賀屋荘は永福門院内侍によって安樂光院に寄進されていたが、その内侍の知行を、治天の君である後醍醐天皇が召し放ち他人に宛行つた。^⑯ この件の結末について、『宸記』は次のように記す。

使_レ資名卿於_レ闕白亭、仰_レ賀屋庄事、(中略)於_レ根本理者、誠以_レ不_レ分明_レ歟、仍所_レ避進_レ也、向後不_レ可_レ為_レ安樂光院_レ之由、可_レ申_レ入_レ禁裏_レ之由仰_レ之、但向後如_レ此物忿御沙汰出来者、不_レ可_レ及_レ是理、先以_レ院宣_レ可_レ抑_レ之也、不_レ可_レ物忿沙汰_レ之由、可_レ申_レ入_レ歟_レ之由仰_レ之、

於_レ院御領者、先々更不_レ依_レ政務、於_レ本所_レ相_レ計_レ之、而以_レ安樂光院領_レ、不_レ及_レ御問答_レ直被_レ充_レ下他人_レ之条不_レ可_レ然、仍又下_レ院宣_レ所_レ抑留_レ也、而以_レ院宣_レ背_レ繪旨_レ之条不_レ可_レ然、定_レ資又書_レ之条不_レ可_レ然、可_レ有_レ罪名_レ之沙汰_レ之由風聞、(後略)^⑰

花園上皇は、本所である後伏見上皇や自身に相談もなく他人に知行が宛行われたことを不服として、後醍醐の繪旨を抑留する院宣を発給した。別の日の条によれば後醍醐は、花園のこの処置に対して、内侍にこの荘園に対する「相伝之理」はなく、従って寄進自体が無効であると反論している。^⑱ 本家の存在を否定することで安堵を正当化しなければならぬという、治天の君の限界はここにも表れているが、この時の後醍醐は、院宣を発給した坊城定資を処罰しようとする強硬な姿勢で臨み、最終的には花園の譲歩を引き出した。花園は、後醍醐が再び院御領に関して一方的な安堵を与えた場合には即院宣によって繪旨を抑留するとの条件付で、安樂光院への寄進そのものが無効であったと認めたのである。こうして治天の君の安堵は、本家からもその効力を承認されたのであった。

後醍醐天皇が内侍の知行を他人に宛行い、本家である花園上皇がそれを否定する院宣を発給したことで、どちらの安堵を正当とするかを定める必要が生じ、両者の間で交渉が持たれることとなった。そしてその過程において、互いの妥協点

が見出され、いずれの公家に領有を認めるかが確定された。このように治天の君・本家両者の安堵状発給は、彼ら安堵者間の主張を調整する契機となる。そして彼らの間での交渉を経て初めて、係争地の領有権保持者についての合意が形成され、安堵は現実のものとなるのである。鎌倉後期においては、踐祚・立坊や幕府との関係の変化等によって、治天の君あるいは本家自身の政治的地位が上下していた。^②このような状況で安堵が重複した場合、最終的にはその時点での政治上の力関係や思惑が、妥協する側を決定することになる。そうした事情がある以上、安堵者同士が直接交渉をもち、互いの態度を明確にするのは、所領相論の解決方法として最も実際的であったといえる。

以上本節では、鎌倉後期における安堵者間の相互関係を検討した。治天の君は依然強力な本家の安堵権能を克服するため、そして本家は自領への治天の君の介入を防ぐために、交渉による調整を必要としていた。両統分裂する状況では、治天の君对本家の対立が持明院統対大覚寺統の対立とも重なり、治天の君と本家の間の対立に拍車がかけられる。^③こうした中で行われる安堵は、彼ら安堵者の政治的均衡・不均衡と微妙に関係せざるを得ないのである。こうした点からも当該期の安堵は、安堵者にとって慎重な対応を要する問題であったと考えられる。

第二節 安堵者と被安堵者

永原慶二氏は、藤原定家の所領の検討から、所領の領有体系を通じて貴族社会全体が若干の政治的グループに分かれていることを指摘された。^④中央権門が所職の付与によって一般公家を従属させていた様子は、勸修寺流藤原氏に関する諸研究等によっても具体的に示されているところである。^⑤しかし鎌倉後期公家政権の研究が進むにつれ、治天の君を出す家、すなわち皇統の分裂に、貴族の家の分裂が結び付く様子も指摘されている。^⑥

第一節において見てきたように、鎌倉後期においては、治天の君が本家領への安堵を行う一方、本家もそれに対抗し得る安堵権を行使していた。両者の安堵が衝突した場合には、交渉を通じ安堵の正当さを争わねばならなかった。よって鎌

倉後期における安堵の機能について考える場合、治天の君と本家いずれの安堵が公家を編成し得たかという問いかけを行うことはあまり適当でない。むしろ現在の研究状況で不明瞭なのは、鎌倉後期に至って安堵によって構築される人間関係がどのように変わったかという問題である。そこで本節では、当該期における安堵主体・被安堵者間の関係を、具体的事例に即して検討する。

本家が公家の奉公に対して所領を与えた事例は鎌倉期にも多く見受けられるが、その一つに、後宇多法皇による坊城俊定への摂津国位倍荘の安堵がある。俊定は後二条天皇（後宇多皇子）の乳父であり、後宇多は後二条が没した直後、それまでの俊定の勞に報いる形で同荘の相伝知行を認めた。^②この後宇多法皇と坊城家が、治天の君とその法廷への出訴者という関係でも相対したことがある。そのときの様子を『宸記』は次のように記している。

定資卿訴申小林莊事、法皇御政務之間雖_レ申入_一、無_レ御沙汰、非分被_レ付_三宣房卿了、然而乍_レ含_レ愁訴_二經_三年序、當時遇_レ善政之最中、申入之処、兩三年延引不_レ及_三御沙汰、或仁私云、時宜宣房卿不_レ諧之間、有_レ難波之御氣色、以_三義可_レ被_レ付_三宣房之由、内々評定歎、然而理非懸隔之間、難治之間、數度延引、而以_三非分之令文被_レ成_三此事、欲_レ裁許_二之由風聞云々^③

坊城家は摂津国小林荘の領有権をめぐり、万里小路家と長く相論を続けていた。^④右の史料によれば、政務を執っていた後宇多法皇のもとに、定資（俊定息）によってこの対立が持ち込まれたのであるが、後宇多は定資を退け万里小路宣房に安堵した。その後、定資は後醍醐天皇（後宇多皇子）の治世を「善政」とみてその法廷へ出訴したが、やはり宣房勝訴の裁許が下ろうとしていた。その判決が相当に強引であったことは、令の解釈によって宣房に理があるよう裁許しようとしたことなどに窺われる。定資自身、坊城家の大覚寺統への奉仕の実績を頼みとして提訴に及んだのであろうが、後宇多と後醍醐は、持明院統の近臣としての活動が目立つ定資との関係よりも、宣房との関係をより重視したのである。^⑤

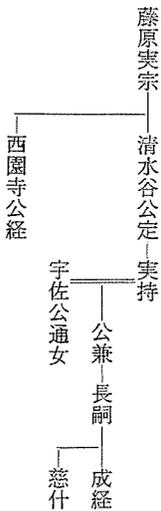
さて、以上のような大覚寺統と坊城家の関係には、鎌倉後期における安堵の矛盾が凝縮されている。まず、坊城家は大覚寺統へ奉仕した実績がありながら、競争者との比較において救済されなかった。また位倍荘については安堵を与えられ

る一方、小林荘については訴を退けられた。前者の矛盾が比較的関係の薄い公家の切り捨てとすれば、後者は安堵者の対応の一貫性の欠如と呼ぶべきものである。鎌倉後期においても、安堵は依然申請者らとの主従制的関係を重視して与えられていた。しかし、公家間の所領相論が増加している状況でこのような安堵が繰り返されると、右に示したような問題が発生し、安堵者と譜家との関係を混乱させることになるのである。

さらに鎌倉後期においては、前節で検討したように、治天の君と本家が同じ場所に関してそれぞれに安堵を発給する場合があった。このような状況における安堵者・被安堵者間の関係について、清水谷長嗣遺領をめぐる相論を例に考察したい。同相論は非常に複雑な様相を呈しているので、まず概要について確認しておく。対象となった所領は、長嗣が祖母である宇佐大宮司公通女から伝領した所領群で、宇佐八幡宮領のうちの末久領と呼ばれる部分であった。宇佐宮領の本家は近衛家であるが、長嗣は徳治年間（一一三〇六～〇八）に末久領を悉く花園上皇に寄せて持明院統の王家領としていた。そのため、長嗣の子女に安堵を与えようとする持明院統と、その知行を収公しようとする家平の間で対立が生じたのである。徳治段階では、伏見上皇が家平と「御問答」した結果、それ以降長嗣の息である慈仕らの支配は安定していた。

治天の君がこの件に関係したのは、元亨元年（一一三二）に至って家平が伏見との合意を破棄し、治世中の後宇多法皇より院宣を得て給主を配置したためである。同年十二月に後宇多が後醍醐天皇に政務を委譲し、この相論の理非の究明も後醍醐に引き継がれた。一方、参議成経（長嗣息）・慈仕らは、家平の処置を否定する院宣を花園上皇に求めた。花園はそれに応じ、以後長嗣子息たちの知行を回復するため、家平や後宇多・後醍醐への申し入れを行う。そしてこの件は、次のような形で決着した。

〈系図2〉 清水谷家



入一、然者為勸裁一、慈什法印以下兄弟等可レ被安堵一歎之趣也、委曲不レ可三記尽。前関白令三問答一者、直雖レ可レ仰三本家一、不レ及三問答二之間申入之由也。^④

花園の度々の要請にもかかわらず、後宇多の院宣を得て以降の家平は、花園との直接交渉に応じようとはしなかった。^③そこで花園は後醍醐に対し、自身が故長嗣の所領に対する管領を放棄するかわり、後醍醐が慈什以下の兄弟に安堵を与えてほしいと提案したのである。この案は容れられ、元亨三年（一三三三）六月、後醍醐は慈什に末久領を安堵する論旨を与えたのであった。^④以上の経過の中で注目されるのは、長嗣の子孫を擁護した花園上皇の対応である。花園は、前節で検討した播磨国賀屋荘の事例においては、後醍醐天皇からの反論に遭うと、まもなく安堵を撤回した。しかし、長嗣子息の権利を回復する際には、対立する家平や、家平に安堵を与えた治天の君へ粘り強く働きかけ、遂に自身の管領権の放棄によって、後醍醐に慈什への安堵を発給させている。このように、同一の安堵者であっても、相互交渉での対応には差が見られるのである。長嗣の経歴を振り返ってみると、花園上皇を養育した人物であり、花園にとっては「旧勞異レ他」存在であった。^⑤自身の安堵内容が認められるまで交渉を続けた背景には、そうした花園と故長嗣との関係が存在したと考えられる。安堵者にとって、どの程度まで交渉を継続するかの判断は、自身の政治的地位とも関り微妙な問題であった。そうした中で被安堵者擁護の姿勢を貫くとすれば、それは安堵者・被安堵者間の深いつながりを示すものとみて良い。しかし、逆に安堵者が交渉を中断して相手に譲歩した場合には、被安堵者は安堵状を獲得していながら、対立者が勝訴する結末をみることになる。^⑥これが当該期の安堵が抱えた今一つの矛盾といえる。

以上、鎌倉後期において、安堵が公家社会の主従的關係を乱す場合があったことを指摘してきたが、こうした事態が生じた原因について改めて考察すると、右に掲げた事例の背景には共通する事情があることに気付く。それは、所領をめぐる公家間対立の深まりによって、安堵申請者が満たすべき条件が非常に厳しくなっていたということである。鎌倉後期の安堵は、もはや安堵者への奉公・従属の事実があるだけでは成立せず、相論の競争者、及び競争者を擁護する安堵者の

存在に大きく左右される。その結果が右にみたような種々の問題の顕在化であり、長期的には、主従制的関係にある権門・諸家間の行き違いを蓄積することにつながるのである。当時の公家が、必ずしも持明院統・大覚寺統のいずれか一方のみ帰属していない^⑧のも、こうした安堵の実情と無縁ではないと思われる。

本節では、鎌倉後期の安堵者・被安堵者の関係について考察した。安堵が主従制的支配を強化するための一つの方法である限り、安堵者が第三者として訴を裁くことができないのは当然のことといえる。実際、当該期の本家・治天の君も、裁許安堵にあたって公家との関係を重視してきた。しかし所領をめぐる公家間の対立が深刻化する状況では、このような安堵は、権門・諸家の相互関係を複雑化することになったのである。このように鎌倉後期においては、主従制的関係の有無及びその関係の度合は、安堵の基準としてすでに十分とはいえなかった。そしてそのことが、建武政権期に新たな安堵権能が行使されるようになる一つの前提になっていたと考えられる^⑨。

- ① 市沢氏は前掲「鎌倉後期公家社会の構造と『治天の君』」（以下、本章での市沢説の引用は、特に断らない限りこれによる）において、本章である上皇（非治世）が治天の君の安堵を拒否している事例を挙げ、「政務と荘務の対立、すなわち『治天の君』の裁許の相対化は『治天の君』と本所一般の間起こるのではなく、『治天の君』を出す家としての天皇家の分裂という特殊な状況で起こるのである」と指摘した。しかし「はじめに」でも触れたように、市沢氏は「荘務」を行う本家の安堵権限について具体的な分析を行わなかった。右の指摘については検討の余地がある。
- ② 白井「治世の交替と延臣所領の転変——山科家の係争——」（『日本歴史』二五三号 一九六九年）。
- ③ 前掲白井論文によると、教成の子孫が山科と称するようになるのは鎌倉末期のことであり、それまでは嫡流・庶流ともに冷泉である。
- ④ 建久三年三月日付後白河法皇院庁下文案（大徳寺文書『鎌』五八四号）。
- ⑤ 以上の相論の経過は、年月日未詳教成遺領相伝事書（宮内庁書陵部蔵）に見える。
- ⑥ 前掲市沢「鎌倉後期の公家政権の構造と展開」。
- ⑦ 『山科家礼記』長祿元年十一月二十九日条。
- ⑧ 注⑤参照。
- ⑨ 教行の実父は、資行と対立する側の教定である。教行は出生以来資行に養われ、叙爵から四品羽林に至るまですべて資行の推挙によって昇進してきたという（山科御影堂領事書 宮内庁書陵部蔵）。
- ⑩ 正安三年二月十二日付後宇多上皇院宣案（山科家古文書）。
- ⑪ 文保二年五月十二日付後宇多法皇院宣案（山科家古文書）。
- ⑫ 注⑨参照。

⑬ 教成に伝わった所領群は、元來諸御願寺領を集積したものであった（建久三年三月日付後白河法皇院庁下文案 注④参照）。

⑭ 第四条目に見える「文曆注文」は、教成遺領相伝事書に見える文曆二年（一二三五）公文所置文のことと考えられる。相伝事書にはこの置文に任せ寺役を支配したと記されていることから、置文に記されていた内容とは、寺領荘園名及び各荘園が負担すべき寺役の詳細等であったと推定される。資行側はこれを提出して、相論の対象となっていた所領が御影堂領であることの根拠としたのであろう。

⑮ 嘉元四年六月十二日付昭慶門院御領目録（竹内文平氏所藏文書『録』二二六六一号）。

⑯ 元亨三年九月二十日付後宇多上皇院宣（六条有康氏所藏文書）。同荘は、中御門家の相伝家領であったが、中御門宗家の室からその猶子公暁に譲られた（建仁三年十一月十七日付八条院庁下文案 西園寺文書『録』一四〇四号）。この公暁は西園寺公経の兄弟にあたると考えられ、『尊卑分脈』、公暁から西園寺家に同荘の権利が伝わったと推測される。

⑰ 『尊卑分脈』持明院基頼の項。

⑱ 近藤成一「内裏と院御所」（『中世を考える 都市の中世』一九九二年）。

⑲ 『宸記』元亨二年閏五月八日条。なお、『宸記』同年閏五月十七日条には「仰々賀屋庄事、任々伏見院并法皇院宣、為々安楽光院領之条無相違」とあり、市沢氏はこれを根拠として、賀屋荘が伏見・後伏見上皇（共に持明院統）の院宣により安楽光院領となったとしている。しかし、当時まだ後伏見が出家しておらず、また『宸記』において「法皇」と表現される場合には後宇多法皇を指すのが通例である（元亨二年三月二十日条など）以上、伏見とともに賀屋荘の安楽光院への寄進を認めたのは、大覚寺統の後宇多ということになる。おそらく後

宇多は治世中に、訴訟等によって賀屋荘に介入したものの、結局持明院統の自家職を承認することになったのであろう。

⑳ 『宸記』元亨二年五月二十三日条。

㉑ 『宸記』元亨二年閏五月十七日条。

㉒ 『宸記』元亨二年閏五月八日条。

㉓ 兩統対立期における公家政権の政情の変化、及び各皇統と幕府との交渉については、龍淵「後醍醐院の素意と関東申次」（同『鎌倉時代』下巻 一九五七年）に概説的にまとめられている。

㉔ 市沢氏は、「貴族の抗争、職の体系・権門支配の動搖に対する改革の方向は、『治天の君』への権力集中を基調にしており、これが兩統の分裂によって阻害されることがこの時期の重大な矛盾なのである」と説明された。しかし、鎌倉期を通じて王家領は分割相続されており、兩統分裂が起こらない場合でも治天の君の安堵が本家のそれと衝突した可能性はある。治天の君への権力集中を阻害した要因として、兩統分裂を重視することがためらわれる所以である。但し、王家領の保有者が持明院統系・大覚寺統系に分裂していたのは事実なので、治天の君が本家領に介入する際受ける反発が、兩統分裂によって強まったということと言えるであろう。

㉕ 永原「公家領荘園における領主権の構造」（『日本封建制成立過程の研究』一九六一年）。

㉖ 橋本義彦「勸修寺流藤原氏の形成とその性格」（前掲橋本『平安貴族社会の研究』、中村直勝「勸修寺家領に就いて」（『中村直勝著作集』第四巻 一九七八年）、櫻道雄「公卿家領の成立とその領有構造」（『院政時代史論集』一九九三年）。

㉗ 前掲市沢「鎌倉後期公家社会の構造と『治天の君』」。但し、市沢氏は当該期の貴族の動向について「どちらかの統へ密着するか、（中略）『治天の君』の交代ごとに付属する統を変えるか」であったと述へ、

各皇統に密着しない公家の存在にも言及されている。

⑳ 『公卿補任』徳治二年条。

㉑ 徳治三年閏八月九日付後宇多上皇院宣（勸修寺家文書）。位倍荘は、嘉元三年七月二十六日付亀山上皇処分状（亀山院凶事記 『鎌』二二二八六号）によって後二条天皇に伝領した。

㉒ 『宸記』元亨三年七月十九日条。

㉓ 坊城俊定と万里小路資通（宣房父）とが、小林荘をめぐって亀山院政期に争っていたことが確認される（『勘仲記』弘安七年七月十三日条）。

㉔ 本文中で述べた坊城俊定と後宇多の關係の他、定資は後宇多上皇の評定衆に指名されている（『継塵記』文保二年二月二十九日条）。

㉕ 持明院統と坊城家の關係については、前掲中村「勸修寺家領に就いて」参照。

㉖ 『宸記』元亨元年六月二十一日条、元亨二年閏五月二十日条。

㉗ 『宸記』元亨二年九月二十九日条。

㉘ 市沢氏は、この長嗣遺領をめぐる相論について、家平対慈什の相論であると述べられ、家平が後宇多上皇を、慈什が伏見・花園上皇を、それぞれ頼ったために、貴族間の所領争いが両統の争いに転化したと説明された。しかし、本文中で述べてきた経過から明らかなように、本家である近衛家平と直接に対立しているのは、同じく本家である伏見・花園上皇であり、慈什の競争者は、家平に任命された給主である。なお海洋一朗氏はこの相論について、単なる貴族間の所領争いではなく、本家近衛家による神領興行の意図が背景にあることを指摘されている（『中世の変革と徳政』第六章「宇佐八幡宮の荘園制」一九九四年）。

㉙ 『宸記』元亨二年九月二十九日条。

㉚ この「給主」は、平惟輔（当時、正二位前権中納言）であった可能

性が高い。『宸記』元亨三年十月十七日条によって、平惟輔が持明院統の勸勤を蒙っていたこと、そしてその理由は彼が末久領に關して関東に提訴したためであったことが判明する。その提訴が近衛家平の命によるものであったことも記されているので、惟輔が末久領に關する権利を主張しており、惟輔の上位者が家平であったと推測される。日野資朝が末久領の件に關して惟輔に面会しようとしている（『宸記』元亨二年三月十九日条）ことも、その裏付けとなる。

㉛ 『宸記』元亨二年三月二十日条。

㉜ 『宸記』元亨二年三月十五日条。

㉝ 『宸記』元亨二年三月二十八日条、同年閏五月九日条他。

㉞ 『宸記』元亨二年十一月十三日条。

㉟ なお、後宇多からこの件の究明を引き継いだ後醍醐は、花園上皇の求めに応じて、家平に「（花園上皇と）直可問答」との仰詞を書き送っており（『宸記』元亨二年九月二十九日条）、この相論に關して大覚寺統は必ずしも家平の擁護に積極的でなかったことが分かる。

㊱ 『宸記』元亨三年六月十六日条。

㊲ 『宸記』元亨二年十二月二日条。

㊳ 同一の安堵申請者であっても、申請の時期によって積極的支持を得られる場合と得られない場合がある。本章第一節において取り上げた山科家領相論の場合、後宇多上皇は山科教定に二度安堵を与えたが、うち一度目の安堵は後深草法皇の反論によって撤回した。しかし二度目の安堵の際の後宇多は、持明院統による御影堂領管領の根拠を追求するなど、教定の領有を確定するために積極的に働きかけている。治世が後醍醐天皇に代わった元亨二年（一一三二）十月には、後宇多の安堵を遵行する関東下知状が出されており、後宇多が教定への安堵を実現すべく、幕府をこの件に介入させていたことが分かる。教定自身について検討すると、後宇多上皇の晩年の側近であったことが分かり

〔増鏡〕卷十四、初度の安堵と二度目のそれとの対応の相違は、やはり近臣としての教定の評価が高まっていたことに由来すると考えられる。

⑬ 注⑫参照。

⑭ なお、本章の内容のうち治天の君の評価に関する部分を、先行研究にも触れつつ整理しておきたい。西谷氏は、治天の君による職の体系へ

第三章 安堵の変質

本章では、建武新政・南北朝内乱という政治的変動の中で起こった安堵体制の変化を明らかにし、またその変化が以後の公家社会にもたらした影響について考察する。

第一節 建武政権の公家領政策

元弘三年（一一三三）五月十七日、隠岐より還京の途にある後醍醐天皇は詔を発し、大規模な公卿の人事移動を行った。^① それまで廟堂を占めていた多くの公卿が官職を停止され、その空席に後醍醐が選んだ者を補任あるいは復職させたのであるが、この時職を停められた公卿の一人に近衛基嗣がいる。鎌倉末期の近衛家は、近衛家基の息家平・経平以来二流に分裂し、幕府滅亡当時は家平の息経忠が前関白であり、経平息である基嗣は左大臣に達していた（系図3）。後醍醐は、経忠に対しては同日に右大臣の地位を与えているので、鎌倉幕府の滅亡がどちらの近衛家に有利に働いたかはおのずと明らかとなる。では後醍醐は、近衛家領に関してはいかなる処置を取ったのだろうか。

（経忠）

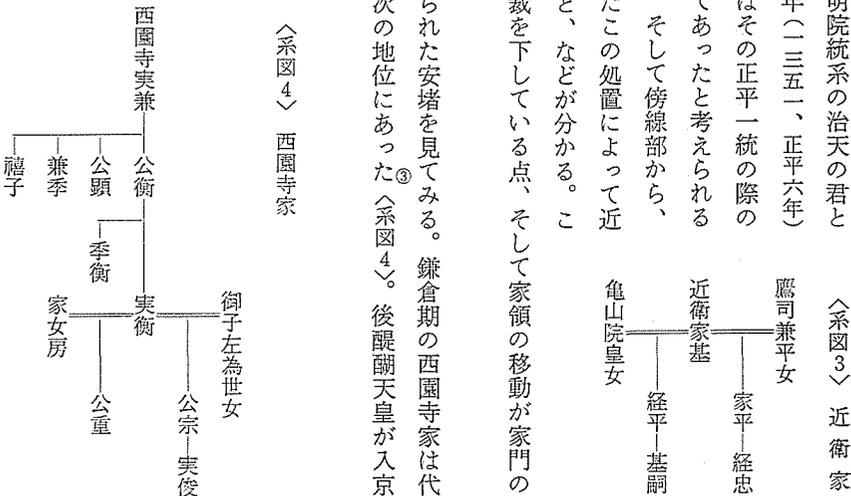
入夜、為南方勅使藏人右衛門権佐光資来、（中略）調之、近衛家門事也、所詮任元弘勅裁、所被付元関白也、但子孫器用之由有其聞、仍十六箇所被残置、元弘者為活計、五箇所被留候、今度随分以思恕之儀、有沙汰、早示遣元関白可申、明夕可来旨仰了^②

の介入を、國家権力としてのそれとみている。一方、市沢氏は、治天の君が自身の近臣に安堵を与えており、それによって公家社会で求心的存在となりつつあったことを指摘している。治天の君の立場は、本来的には公家同士の私的な対立を調整する國家権力であったと考えられるが、相論当事者たちとの関係は、その裁許に影響を及ぼさざるを得なかったのである。

建武新政が崩壊して後、後醍醐天皇は吉野に移り、足利尊氏の奉じる持明院統系の治天の君と対立することになるが、後醍醐の死後南朝を率いた後村上天皇は、観応二年（一三五一、正平六年）に尊氏から政権返上の申し出を受け、一時京の奪回を果たした。右の史料はその正平一統の際の近衛家の処遇を示す記事であるが、後村上が踏襲したのは父後醍醐の処置であったと考えられるので、この場合の「元弘」は後醍醐の還京直後を指していると判断される。そして傍線部から、還京した後醍醐が近衛家の家門を経忠に付ける勅裁を下していたこと、またこの処置によって近衛家領は、基嗣の生計のための五ヶ所を除きすべて経忠のものとなったこと、などが分かる。ここで注意すべきは、建武新政開始直後において、後醍醐が家門に対して勅裁を下している点、そして家領の移動が家門の保障と運動して行われている点である。

家門と家領との関係をより明確に示す例として、今一つ西園寺家に与えられた安堵を見てみる。鎌倉期の西園寺家は代々関東申次として幕府と密接な関係にあり、幕府滅亡時には公宗がその申次の地位にあった^③。後醍醐天皇が入京した六月に公宗は職を辞したが、西園寺家からは禰子（実兼女）が後醍醐中宮となっており、おそらくその関係から公宗はまもなく権大納言に還任した。しかし建武二年（一三三五）六月に公宗の謀反の企てが発覚し、彼は解官の上、配流の途中で誅殺される^④。そして、次の三通の繪旨が公宗の異母弟公重に下された。

- ① 家門事、可下令管領給上者、
天氣如此、仍言上如件、範圍謹言、
建武二年六月廿七日 右少弁（花押）奉



進上 右兵衛督殿

② 伊予国可下令_ニ知行_ノ給_ス之由、天氣所_レ候也、仍言上如_レ件、具光謹言、

建武二年七月十二日 左中將判_{具光}

進上 右兵衛督殿

③ 山城国鳥羽殿領 伊与国宇和庄/同国宇磨庄 周防国山代庄/河内国新開庄 同国池田庄/播磨国太田庄 丹波国時恒保/

山城国桂新免 宇治真木島/摂津国富松庄 同国吹田西庄/同倉殿 肥後国山鹿庄 紀伊国仲村神浪郷/同橋本 近江国田中庄 下

総国印東庄/美濃国飛騨瀬庄 同国郡戸庄内下切/能登国一青庄 同大泉南庄/伊勢国日置庄 同国黒坂/阿波国田井庄 同

浦庄/筑前国感多庄 備前国通生本庄/武蔵国榛谷御厨 駿河国小揚津御厨/下野国佐野庄 伯耆国稻積庄/越前国楠橋庄

越前国富田庄

右所々管領不_レ可_レ有_ニ相違_ニ者、依_ニ天氣_ニ言上如_レ件、具光謹言、

建武二年七月十二日 左中將判_{具光}

進上 右兵衛督殿^⑤

①は西園寺家の家門を右兵衛督公重に安堵した論旨であり、①を受けて相伝の知行国伊予や全家領を公重に安堵する
②・③が出されている。家領は家門管領者に付属するものとして、一括して安堵されたのである。上島享氏は、権門の所
有する諸国所領を一括して安堵することを「所領の一括安堵」と呼び、帰京後の後醍醐天皇が寺領を中心にこの一括安堵
を行っていることを指摘している。^⑦近衛家・西園寺家の例から、公家領に対しても複数の家領の一括安堵が行われていた
ことが分かるが、さらに公家領安堵の前後の状況を検討すると、家領安堵に家門が深く関っていることが判明するので
ある。

ところで、当時において家門とは具体的にどのような存在だったのであろうか。文保元年(一一三七)に作成された西園

寺実兼置文の冒頭には「定 家門条々事」と記され、この置文の規定が家門の保全のために考案されたことを示している。そこで、この史料によって、新政開始以前における家門の実態を確認したい。まず作成者である西園寺実兼とその親族について確認しておく、実兼には嫡子公衡の外に公頭・兼季らの庶子がおり、公衡には実衡・季衡という子息がいた。彼らは皆、実兼の晩年には既に高い官位に昇っていたが、置文が作成された段階で公衡は死去していた。^⑨

置文は、まず第一条の「家督事」において故公衡の嫡子実衡を「其仁」と定めた。その上で、続く「日記文書等事」「出仕雑具等事」「西園寺并北山屋事」の箇条で、これら家門の財産の使用に関する規定を行っているのであるが、そのうちの「日記文書等事」の条に次のように記されている。

所納北山文庫之景家日記次第、諸家記、雑文書等、可_レ為_二実衡卿沙汰、予子孫_{所謂}右所_{兼季、}悉可_レ令_レ見_レ之、各有_三書記_{写志}者、同所_レ許_レ之也、更不_レ可_レ有_三停止、

実兼は、子孫として公頭・兼季ら庶子、嫡孫実衡、庶孫季衡の名を挙げ、日記文書等は彼らすべてが利用できるとした。そしてその原本の管理は、家督である実衡が行うこととしている。他の箇条においても、出仕雑具・家屋の使用に関して同様に実衡の「沙汰」の下にあることが繰り返され、「子孫」らが使用する際にはその「計」に従うことが強調されている。以上のことから、鎌倉後期における家門とは、家督人をその管領者とし、家記・寺院・家屋などを共有する親族集団を指していたと考えられる。^⑩ 実兼は、家領を兼季・季衡など庶子・庶孫にも分割譲与しており、^⑪ 鎌倉後期の公家は家領と家門の関係についてはまだ明確な規定を行っていない。しかし、鎌倉末期に久我通雄跡の継承をめぐる通雄・長通父子が対立した際、後醍醐は久我家に「家門管領」についての論旨を下している。^⑫ このことから、鎌倉期において既に「家門」が争奪の対象となっていたことは確認される。後醍醐天皇は、このように家門を重視しつつある公家たちの意識を背景に、その管領者の地位を安堵対象としたと考えられる。そして、家門と家領一括安堵を関連させて行うことで、個別家領の安堵を行う本家と直接衝突することなく、公家領を安堵することができたのである。

さて、後醍醐天皇の安堵と本家との関わりについては、今一つ注目される点がある。鎌倉期まで膨大な王家領を保持し大覚寺統と治天の君の座を争っていた持明院統への、後醍醐の対応を見てみよう。

長講堂領 法金剛院領／尾張國黒田庄 播磨國多阿庄／丹波國栗村庄 美濃國麻績庄／遠江國飯田庄 備中國渋江庄

右所々御管領不可有相違者、天氣如此、以此旨可下令申沙汰給、仍執違如件、

元弘三年六月七日 左中将忠顯

謹上 高三位殿^⑧

これは持明院統の後伏見上皇に対してその王家領を一括安堵した後醍醐天皇綸旨であり、また同日には花園上皇に対する室町院領半分の一括安堵も行われている。後醍醐は、持明院統の各上皇に安堵を与えることによって、彼らを自身より下位の存在として位置付けた。これは、持明院統が今後治世を争う立場にないことを明示する効果を持つとともに、治天の君と本家が拮抗する鎌倉期の状況の克服につながる。後醍醐は一括安堵の権限を通じて、本家をも安堵対象とする安堵者として、自身を位置付けたのである。

以上本節では、建武政権期に後醍醐天皇が公家領に対して行った安堵を検討した。鎌倉後期において既に公家は家門としての結合を強調するようになっていたが、これは家の細分化が進行する中で嫡子と庶子が共存していくためであったと考えられる。しかし後醍醐天皇は、強力な権限を与えられている家門管領者の地位を安堵の対象とし、本家の安堵とは別次元の安堵権能を行使した。建武政権は三年余りで崩壊したが、この時期の安堵政策によって、公家の所領問題も新たな段階を迎えることになるのである。

第二節 南北朝期の安堵と公家社会

建武政権の安堵政策は、その後北朝や南朝の治天の君が実施した安堵にも着実に反映されている。本節では、内乱の只

中において、こうした安堵が公家にどのような影響を及ぼしたかを明らかにする。

まず、南北朝内乱期において家門安堵・家領一括安堵が行われた主な契機を挙げ、それぞれについて前後の経過を説明する。

I 北朝の成立

〈表1〉のIに見えるように、建武三年（一三三六）八月の光厳院政開始直後から、公家領を安堵する同上皇の院宣が大量に発給された。多くが復教所領の一括安堵である。うち、建武政権から家門安堵を受けていた西園寺公重に対しては、故公宗の遺実俊を扶持する条件付で、再び家門が安堵されている^⑮。翌四年には家領もまた公重に安堵されたが、建武政権下では三十ヶ所余り安堵されていた家領が、備前国鳥取荘以下三ヶ所に減じられた^⑯。

II 正平一統

観応二年（一三五二）十月、足利尊氏・義詮父子は、戦局打開のため、政権の返還を約束して南朝の後村上天皇へ降った。それを受けて十二月には多くの公卿が後村上の行宮である賀名生に参候しているが、このころから後村上による家領の一括安堵の論旨が発給されるようになる〈表1-Ⅱ〉。近衛家の家門及び家領の大半は、第一節で同家について触れた際の引用史料に見えるとおり、経忠に安堵された。また、『園太暦』観応三年（一三五二、正平七年）正月十六日条には「為一条前関白使大藏卿来、謁之、家門并家領事、為仲房奉行被下論旨、（中略）日来愚身申沙汰之所致歎」とあり、一条経通に対し家門と家領が同時に安堵されたことが分かる。正平一統は同年閏二月には破れるが、後村上から家門安堵の論旨を受けていた西園寺公重は、五月には西園寺家の本第にあたる北山第から竹林院への帰住を命じられており、この時点で西園寺家門管領者の地位を外されたと考えられる。そして、九月には公重の所領が西園寺実俊に安堵された^⑰。

III 後光厳天皇の武佐寺行幸と還京

文和三年（一三五四）十二月、南朝と結んだ足利直冬・桃井直常らが京都に迫り、尊氏は後光厳天皇を奉じ近江国の武

〈表1〉 政権交替時における家門・家領安堵

段階	年	西暦	被安堵者	家門	家領	対象家領	典拠
Ⅰ	建武3	1336	山科教行		○(＊)	家領	勅修寺文書
			冷泉為秀		○(8/18)	播磨国越部下荘	冷泉家文書
			九条道教		○(8/24)	山城国東一条荘など40ヶ所	九条家文書
			花山院兼信		○(9/9)	近江国今西荘など4ヶ所	大徳寺文書
			吉田資房		○(9/23)	近江国坂田保・越中国堀江荘六箇郷	吉田文書
			冷泉惟成		○(9/23)	山城國小野荘	勅修寺文書
			三位局		○(10/18)	河内国島頭荘など3ヶ所	柳原義光氏所蔵文書
			近衛基嗣		○(10/18)	摂津国榎並荘など25ヶ所	近衛家文書
			西園寺公重	○(12/8)	○(翌年8/2)	備前国鳥取荘など3ヶ所	勅修寺経雄氏所蔵文書／塚本文書
Ⅱ	正平6	1351	光厳上皇		○(12/18)	長講堂領・法金剛院領	『園太暦』正平6年12年18日条
	正平7	1352	近衛経忠	○(1/15)	○(1/15)	近衛基嗣分16ヶ所を除く全家領	『園太暦』正平7年1月15日条
			一条経通	○(1/16)	○(1/16)	家領	『園太暦』正平7年1月16日条
			花山院兼信		○(1/29)	若狭国名田荘内田村・下村	大徳寺文書
			西園寺公重	○(2/15)			『園太暦』正平7年2月15日条
Ⅲ	文和4	1355	徳大寺公清		○(8/3)	収公所領	『園太暦』文和4年8月3日条
			花山院家賢		○(8/5)	収公所領	『園太暦』文和4年8月5日条
			邦省親王		○(8/5)	収公所領	『園太暦』文和4年8月5日条

(注) ① 段階の項目のⅠ～Ⅲの区分は、本文25頁4行目から27頁7行目までに対応する。
 ② 家門及び家領の項目の(／)は、安堵された月日を示す。但し(＊)については、院宣の本文は伝わらず、建武3年8月15日付足利尊氏御内書によって安堵の事実が確認できる。

佐寺へ走った。翌四年三月に南軍が天王寺へ退き北軍が京都を回復するが、五月になると北朝は近江行宮不参の公卿の所領を一度に没収した^①。その返付安堵が八月に行われ、徳太寺公清・花山院家賢・邦省親王に安堵の論旨が下された^②。家門安堵が行われたことを直接に示す史料はないが、『園太暦』文和四年四月十六日条には、京中に留まっていた一条経通に関して「近日時宜、彼家門頗不快歟、而実夏卿執奏、聊闕^③敲刑之躰歟」との記事がある。不参の輩の家門に対し、北朝が管領者の入れ替えなど何らかの処罰を加えようとしていたことが窺われる。

以上のように、政変によって京を掌握する政権が替わったとき、北朝・南朝を問わず家門安堵・家領一括安堵を集中的に実施していることが分かる。いずれの場合においても、積極的に自朝に参仕した公家を賞し、非協力的であったりあるいは敵対する王朝から任官・安堵等の恩顧を受けた者を罰する上で、効果があったと考えられる。こうして建武政権が行った家門安堵及び家領一括安堵は、内乱期のめまぐるしい政権交替を通じて定着していくのである。

ところで、このような安堵が行われるようになった結果、所領に対する公家の意識にも変化が起こっている。南北朝期の公家の家に関して注目されるのは、^④表2に挙げたような家門相論の件数の増加であり、ここではその中の洞院家の事例によって説明する。発端は延文五年（二三六〇）四月の洞院公賢の死であり、このとき観応年間以来南朝に祇候していた公賢の弟実守が京へ戻り、公賢の息実夏との間で家門をめぐる相論を開始した^⑤（^⑥系図5）。同年六月には、相伝の左馬寮領と丹後国の各々半分ずつが実守・実夏に安堵されたが、洞院家の

〈表2〉 南北朝期における公家々門の相論

家門名	対立者	関係	南朝参候公卿	典拠史料
大炊御門	氏忠VS冬信	異母兄弟	信忠(冬信息)	『師守記』暦応3年2月6日条他
平	時経VS(不明)	不明	時経	『師守記』貞和5年9月4日条
近衛	経忠VS基嗣	従兄弟	経忠	『園太暦』正平7年正月15日条他
西園寺	公重VS実俊	叔父甥	公重	『園太暦』正平7年2月15日条他
洞院	実夏VS実守	叔父甥	実守	『愚管記』延文5年9月29日条他

家門は実夏に安堵されたため、実守は南朝へ帰参した。そして、実夏が薨じた貞治六年（一二六七）に、実守はまたも家門安堵を求めて北朝へ降る。しかし、北朝には実夏の息公定がおり、^⑦ 応安四年（一二七二）に次の二通の後光厳天皇綸旨が公定に下された。

① 家門并家領事已下、可令管領給之旨、天氣所候也、仍言上如件、宣方謹言、

応安四年正月十九日 左中将判奉

進上 洞院前中納言殿

② 左馬寮・丹後国各半分并尾張国瀬戸御厨・遠江国都田御厨等、可令管領給之旨、天氣所候也、仍言上如件、宣方謹言、

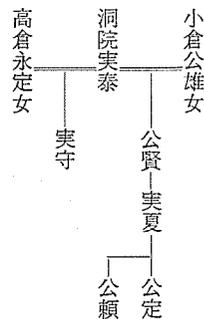
応安四年正月十九日 左中将判奉

進上 洞院前中納言殿

実守に安堵されたことのある左馬寮領・丹後国の各半分は除かれているが、それ以外の家領及び御厨等はすべて、家門管領者と認められた公守に自動的に安堵されている。鎌倉期以前には、同族同士が対立するのは父祖の家領処分の内容めぐってであり、譲与の対象となった各荘園に対する領有権を正当化するために、安堵が求められていた。しかし南北朝期には、家門安堵と家領一括安堵が同時に行われることによって、家門と家領群の相関性が高められ、家領の細分化のベースは抑制された。そのことは、個別荘園をめぐる相論の減少にもつながる。そして、家門相論が家領群相論の意を含むようになり、家門を単位とした家領一括安堵の獲得が公家に重視されるようになったのである。

さて、ここで当該期における本家の安堵について見てみよう。鎌倉幕府の滅亡によって、持明院統対大覚寺統という対立の構図は一応消滅したが、王家領は北朝の治天の君が一本化して所有した訳ではない。建武新政開始直後に後伏見上皇に安堵された長講堂領他の王家領は、貞治二年（一二三三）以降応永五年（一一三九八）までは崇光上皇が保持していた。^⑧ この間、崇光の院宣によって、長講堂領越前国和田荘が葉室宗頼に、また宇倍宮領因幡国服部荘が楊梅親行に、それぞれ安堵

〈系図5〉 洞院家



されている。^⑧一方、大覚寺統の王家領のうち、恒明親王（龜山皇子）に伝わった安楽寿院領は、南北朝期においても同親王が本家職を保持していた。そのため、康永二年（一三四三）正月、土御門通房は安楽寿院領山城国東久世荘の相伝を恒明親王令旨によって安堵されている。^⑨

荘園の一円化が進行する中、本家の安堵が発給される荘園も、右に示した通り依然存在している。しかし治天の君が新たな安堵権能を行使するようになったことで、本家もその影響を受けている。「園太曆」に次のような記載がある。

又聞、花山院前中納言家賢卿參南方之由風聞、家領可被取公之旨沙汰云々、彼家領本家領也、依一旦領主進退、被没官之条不便事歟、然而近日風不能左右歟、^⑩

右の史料によれば、南朝に参候した花山院家賢の家領が収公されることとなったが、その収公の対象が本家領だったのである。記者洞院公賢は、知行者の一時の進退によって本家領を政権が没官することに対し、^⑪近日の風では如何ともし難いとしている。北朝では当時後光厳天皇の親政期であり、南朝参仕者の家領を没収する権限は、家領一括安堵の権限をもつ後光厳の手にあった。本家は、治天の君の安堵権限を認め、公家領に関するその処分を受け入れざるを得なくなっているのである。

〈表2〉に戻ると、当該期に家門相論が起っている家は、すべて南朝に参候する公家を出した家と重なる。兄弟等の親族と家門を争って破れた者が、南朝へ走らねばならなかったのも、南朝が唯一北朝の家門安堵を相対化し得る存在であったためであった。南北朝期において、治天の君は家門安堵・家領一括安堵の権限によって本家に優越し、公家は家門安堵を得るために北朝・南朝いずれかの王朝に従属することを余儀なくされた。ここに、治天の君を中心とする公家の系列化が可能となったのである。

以上本節では、内乱期における安堵の実施状況、及びそれに伴う公家社会の変化について検討してきた。鎌倉後期においては、治天の君が裁許安堵の実績を徐々に積み重ねる一方、公家が家門という枠組みを重視するようになっていたが、

そうした状況に後醍醐天皇の所領政策、そして幕府倒壊後の一連の政変が影響して、安堵の新たな構造が形成されたといえよう。応永年間には家門安堵権・家領一括安堵権も足利義満の手に握られるが、中世における公家の編成原理を考える上で、治世の天皇・院による家門単位での所領安堵が実現した建武新政・南北朝期は、重要な画期といえる。

- ① 『公卿補任』正慶二(元弘三)年条。
- ② 『園大曆』観応三年正月十五日条。
- ③ 森茂晩「朝暮関係と関東申次」(『前掲森』鎌倉時代の朝暮関係)。
- ④ 建武二年六月記・太平記(『大日本史料』第六編之二)。
- ⑤ 西園寺文書。
- ⑥ 但し、③の論旨に見える家領の中には、それまで西園寺家領であった記録がない荘園も多い。太平記によれば、西園寺公重は兄公宗の謀反を密告した人物であり、それに対する恩賞が加えられた可能性も考えられる。
- ⑦ 前掲上島「庄園公領制下の所領認定」。
- ⑧ 宮内庁書陵部蔵。なお『愛媛県史 資料編 古代・中世』に、西園寺公重讓状として収載されている。
- ⑨ 文保元年当時、公顯は従一位右大臣、兼季・実衡は共に正二位権大納言、季衡は正二位前権中納言であった。公衡は、正和四年(一二三二)に没した。
- ⑩ 羽下徳彦氏は「家と一族」(『日本の社会史』第六卷 一九八八年)において、「家門を構成するのは、中世にあっては、人と所領と第宅ないし居館または住宅としての家である」と述べ、また「家門にはこれを象徴する器物がある」とされている。但し、羽下氏が「家門」と見なしたのは、主に院政期の天皇皇太子及び摂関家であり、その後の家門の定義の変化は跡付けられていない。
- ⑪ 元亨二年八月二十八日付西園寺実兼処分状(雨森善四郎氏所蔵文書『鎌』二八一四〇号)。
- ⑫ 年不詳七月二日付後醍醐天皇諭旨(『久我家文書』三八号)。
- ⑬ 『園大曆』観応二年十一月二十六日条。
- ⑭ 同右。
- ⑮ 建武三年十二月八日付光厳上皇院宣案(勅修寺経雄氏所蔵文書)。
- ⑯ 建武四年八月二日付光厳上皇院宣(塚本文書)。
- ⑰ 『公卿補任』観応二年条。
- ⑱ 『園大曆』観応三年二月十五日条。
- ⑲ 『園大曆』観応三年五月一日条。
- ⑳ 『園大曆』観応三年九月八日条。
- ㉑ 『園大曆』文和四年五月二十二日条。
- ㉒ 『園大曆』文和四年八月三日・五日条。
- ㉓ 『愚管記』応安元年三月六日条。
- ㉔ 『愚管記』延文五年六月二十五日条。
- ㉕ 『愚管記』応安元年三月六日条。
- ㉖ 『師守記』貞治六年九月十六日条。この出京の目的が家門安堵であったことは、この日中原師茂(『師守記』の筆者中原師守の兄)に実守自身が対面し、「是家門事為被申所存也」と語っていることから明らかである。
- ㉗ 『後愚昧記』貞治六年六月一日条によると、実夏が薨去した時、嫡

子公定は義絶され、庶子公頼は前月十日に卒去していた。実守が再度の北朝への帰参を行った背景には、このような北朝洞院家の混乱があったと考えられる。

⑳ 『愚管記』応安四年正月十九日条。

㉑ 建武三年（一一三六）四月の後伏見法皇崩御ののちは、光厳上皇（後伏見皇子）に伝領したが、文和元年（一一三二）六月に光厳・光明（後伏見皇子）・崇光（光厳皇子）の三上皇と東宮直仁親王（花園皇子）が南朝によって賀名生に連れ去られると、暫く広義門院（後伏見妃）が管領した。延文二年（一一三七）二月に上皇らが掃落した時、光厳の管領下に戻り、貞治二年（一一三六）四月に崇光に譲与された。そして、応永五年（一一三八）正月の崇光崩御の後、後小松天皇（後光厳孫）に没収された。なお、以上の経過については、八代園治「長講堂領の研究」(同『国史叢書』、一九二五年)、『国史大辞典』長講堂領の項を参照した。

㉒ 康応二年二月十三日付崇光上皇院宣（東山御文庫記録）及び応安七

おわりに

本稿によって明らかにしようとしたのは、公家領に対する安堵体制の変遷と、それに伴う安堵の役割の変化である。公家社会の主従制的関係の強化という機能が、安堵から失われることはなかったにせよ、実施される社会の状況が、各時代の安堵の意義を規定していた。最後に、建武新政・南北朝期における変化を軸にまとめておきたい。

鎌倉後期には、本主を確定して所領問題による公家社会の混乱を終息させることが安堵者に求められており、本家・治天の君はそれぞれの立場から本主興行の実現を目指していた。しかし、本主への所領返付は容易に進められず、一つの所領に本家と治天の君の安堵が重複したため、両者の交渉で被安堵者を確定しなければならぬ場合もあった。また公家領

年九月十二日付崇光上皇院宣（楞嚴寺文書）。

① 徳治三年閏八月三日付後宇多上皇処分状案（東山御文庫記録 『鎌二二三六九号』）。

② 康永二年正月二十六日付恒明親王令旨（『久我家文書』六五号）。なお、この後安楽寿院領は恒明親王から孫の満仁王に伝領し、東久世荘は土御門家から久我家に伝わった。応安五年・同六年（一一三七・二）には、満仁王令旨によって、東久世荘が久我家通に安堵されている（『久我家文書』一一四（一）・（三））。

③ 『園大曆』延文二年正月二十七日条。

④ 花山院家の家格では本家職を保持していたとは考え難く、収公の対象となった荘園では、家賢は本家の下に職を有する存在であったと推測される。

⑤ 応永四年三月十六日付足利義満御内書案（『久我家文書』一四六（一））、同十年六月二十六日付足利義満御判御教書（『九条家文書』二九号）。

相論が増加する状況では、安堵申請者との主従制的関係を被安堵者決定の重要な判断基準とすることは、安堵によって成
立していた相互関係の動揺・複雑化につながった。建武新政期の後醍醐天皇は、従来のように個別所領についてはなく、
家門単位で所領を一括して安堵した。続く北朝や南朝の治天の君は、その家門安堵・家領一括安堵を、公家への賞罰の方
法として継承した。その結果、所領分裂の傾向は緩められ、家門を把握した治天の君が公家社会を編成する体制が現われ
たのである。

なお、富田正弘「室町殿と天皇」^①において、本稿で扱わなかった室町後期の安堵に関する考察がなされている。室町殿
の王権を守護領国制と権門体制の上に立つ政権であると位置付けた富田氏は、足利義教の死後明応年間までに発給された
権門所領の安堵の論旨・院宣について、室町殿の側が危機的状況にあるなどの特殊な状況で出されたものであると指摘さ
れている。当該期には莊園現地での武士による侵食など、公家領の存続状況は次第に変化していく。その影響は家領維持
の方法、ひいては家門にも及んだはずである。こうした状況における安堵者と被安堵者の関係について考察するためには、
当時の安堵文書がいかなる形で所領保障の役割を果たしていたかを検討することが必要になる。また、本稿で見てきた
安堵の変化は、おそらく職の体系の変質という、鎌倉後期から南北朝期にかけての所領支配の仕組みそれ自体の変化と深
く関わっていると思われる。本稿では、安堵による公家社会の編成に焦点を絞ったため、安堵と知行体系との関連につい
ては検討が及ばなかったが、これは今後の課題としたい。

黒田俊雄氏は、建武政権が古代的政権の一時的反動であるという見解を批判し、「単に武家政権の否定であるよりは、
権門体制そのものの否定である」と位置付けている。^③本稿で述べてきた如き治天の君・本家・諸家の相互関係を念頭に置
いた場合、黒田氏の指摘は非常に示唆に富むものである。何故なら、後醍醐天皇が家門安堵・家領一括安堵権を行使した
ことにより、その後の治天の君は、安堵者として本家の上に立つことが可能になったからである。無論、中世国家史の上
での建武政権及び南北朝期の意義については、今後他の側面からも検討することが必要であるが、本稿では安堵に関する

考察を通じて、国家変容の一断面を示すことができたと考ええる。

① 『日本史研究』三一九号 一九八九年。
② すでに富田氏は前掲論文において、室町殿の所領安堵等の遵行権を

もつ守護に、諸権門が接近していたことを指摘している。
③ 前掲黒田「中世の国家と天皇」。

（付記） 本稿は一九九四年度文部省科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。

（京都大学大学院生・日本学術振興会特別研究員